

- ①建設発生土を搬出する工事
- ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事
- (9) リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

 - ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
 - ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
 - ③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合
 - ④砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整砕石は除く）
 - ⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（N7（旧D）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）
 - ⑥現場内で分別を行わない場合

ケ マニフェスト等の提示

- (7) マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45 年法律第137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。
- (4) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、マニフェストの写しとともに監督員に提出する。
- (9) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）
- (4) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による。

ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。

- (7) 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。

受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。

指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」（平成18 年8月10 日付国官技第112 号、国官総第309 号、国営計第59 号）によるものとする。

指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。

上記により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

 - 現場で発生した建設発生土を使用する。
 - ・ 次のストックヤードから、ストック土（第…種建設発生土）を搬入する。
 - ……………ストックヤード（…………区・市……地先）
 - ・ 次の工事から建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。
 - ……………建設工事（…………区・市……地先）
 - ・ 東京都建設発生土再利用センターからストック土（第…種建設発生土）を搬入する。
 - ・ 青梅建設発生土再利用事業所から改良土（第…種建設発生土）を搬入する。
 - ・ コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10等）を使用する。
 - ・ なお、六ヶ国クロムについて、平成3 年8月23日付環境庁告示第46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、1 購入先当たり1 検体の試験を行う。
 - ・ 次の場所から、土を搬入する。
 - 搬入元名称（…………区・市…………地先）
 - ……………
- (4) 建設廃棄物の現場内利用

現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。

 - ・ コンクリート塊については、粒の大きさを mm以下に砕いて埋戻し、（路盤材料・……）に再利用する。
 - ・ 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破砕する等加工し、（チップ舗装・堆肥・木杭……）に再利用する。
 - ・ 発生する……………については、……………に再利用する。

ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。

- (7) 発注者に引渡しを要するものは、次による。
 - ・ ……………
 - (4) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。
 - 「1.5.1 事前調査(1)」及び「第29章 石綿除去工事」による。
 - ・ ……………

オ 構外に搬出する建設副産物の取扱い、次による。

- (7) 建設発生土の取扱い

受注者は、建設発生土を、次の場所へ搬出し、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する確認結果票の作成等、受領書による管理を実施する。

 - ・ 現場内利用（工事現場外一時置き）
 - ……………ストックヤード（…………区・市…………地先）へ搬出し、一時置きをする。
 - ・ 仮置きに当たっては周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。
 - ・ 工事間利用

次の工事現場へ搬出する。

なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議をする。

 - ……………建設工事現場（…………区・市…………地先）

搬出に先立ち、土壌汚染対策法施行規則に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を工事間利用先工事の発注部局に通知する。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。
 - 指定処分Ⅰ（最終搬出先の記録の作成、保存が不要）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

- ・ 東京都建設発生土再利用センター（（公財）東京都都市づくり公社）へ搬出する。
- ・ 株式会社建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）の次の場所へ搬出する。
 - ……………地区（…………区・市…………地先）
- ・ 搬出先名称（……………）へ搬出する。
 - （…………区・市…………地先）
- ・ 指定処分Ⅱ（最終搬出先の記録の作成、保存が必要）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

 - ・ 搬出先名称（……………）へ搬出する。
 - （…………区・市…………地先）

- (4) 異物混入の防止

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。
- (9) 建設廃棄物の取扱い

受注者は、COBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。本工事では、次の場所にある再資源化施設等への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。

なお、受注者の責めに帰ることができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすこととする。

 - ・ コンクリート塊
 - （住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
 - 住所：……………
 - 搬出距離 約 km 搬出量 約 …………… 搬出条件：……………
 - ・ 建設混合廃棄物
 - （住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
 - 住所……………
- (4) 有価物の取扱い

建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。

また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、(9)の規定による。

（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3 年4月1 4日 環境規発第2104141号）等を参照すること。）

カ クレオソート油等を含む建設発生木材の処理
クレオソート油、CGA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49 年政令第202 号）第1 条8号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137 号）及びダイオキシン類特別措置法（平成11 年法律第105 号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

- キ せっこうボードの処理方法は、次による。
 - (4) せっこうボードの撤去に際しては、せっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。
 - (7) (7)及び(4)以外の石膏ボードの処理は次による。
 - ・ 最終処分場とする。 ※該当なければ削除する
 - ・ 再資源化とする。
- ク PCB含有シーリング材の処理は、次による。
 - (7) PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。

ケ 小型充電式電池の回収及びリサイクル処理については、契約締結後に監督員と協議する。 ※該当なければ削除する

- 1.1.17 過積載の防止

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

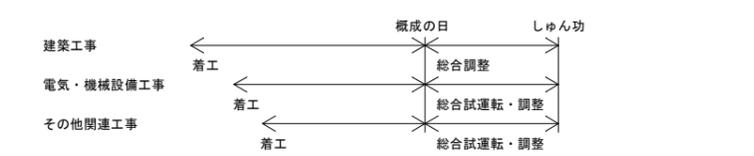
- 1.1.19 保険の加入及び事故の補償

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事関係図書

- 1.2.1 実施工程表
 - (2) 全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.4工事期間」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事等の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。
 - また、工事の完了が、関連工事等と同時にしゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする。（関連工事等は、「1.1.11関連工事等の調整」による。）
 - なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行之い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。
 - ※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.2 用語の定義(26)」による。）



- 1.2.2 施工計画書
 - (5) 「2.2.4 足場、仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。

- 1.2.3 施工図等
 - (4) 施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

- 1.2.4 工事の記録等
 - (5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「国立市工事記録写真撮影要領」の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
 - 作成する。
 - ・ 作成しない。
 - エ 写真帳の提出は、次による。

工事完了時に提出する。

なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だてて整理し、必要に応じてキーブラン、説明図を添付したものである。
 - (9) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付する。

 - ア 対象機器の導入

使用機器については、『国立市工事記録写真撮影要領』の「第2章写真撮影の方法4（2）」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載している技術を使用することをいう。

電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）については、CRYPTRECホームページを参照する。
 - イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。
 - ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
 - デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェアについては、JACICホームページを参照する。
 - エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、『国立市工事記録写真撮影要領』によるが、「第3章写真の整理と保存3」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

- 1.3.3 電気保安技術者

工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。

 - ・ 配置する。
 - ・ 配置しない。
- 1.3.5 施工条件
 - (4) 施工条件は、次による。
- 1.3.7 施工中の安全確保
 - (3) 「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。
 - 本工事の受注者を指名する。
 - ・ 本工事の受注者を指名しない。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

 - ア 統括安全衛生責任者
 - イ 元方安全衛生管理者
 - ウ 店社安全衛生管理者

第4節 材料

- 1.4.1 環境への配慮
 - (1) 「東京都環境物品調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、次による。
 - 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。

- ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。
 - (ア) 特別品目
 - 建設発生土、改良土
 - 環境配慮型型枠（複合合板型枠等）
 - 再生クラッシュラン
 - 再生粒度調整砕石
 - 再生加熱アスファルト混合物
 - 再生加熱アスファルト処理混合物 ※基本○を外さない
 - 多摩産材を用いた建築材料
 - 国産木材を用いた建築材料
 - 低VOC塗料
 - エコセメントを用いたコンクリート二次製品
 - ノンフロン断熱材
 - スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
 - 再生骨材（○L ・M）を用いたコンクリート
 - ・ 再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート
 - ・ 再生木質ボード類

- (イ) 特定調達品目
 - 建設機械
 - ビニル系床材
 - フローリング
 - 陶磁器質タイル
 - ・ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成材）
 - ・ 日射調整フィルム

- (ウ) 調達推進品目
 - ・ ……………

工事件名	縮尺	図番
図面名称	NON	02
【参考】特記仕様書（2）		

- イ 受注者は、ア以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。
- ウ 受注者は、環境物品等の各品目の「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。
- エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。
なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

(2) ホルムアルデヒド放散量について、放散等級の表示によらないものは以下のとおりとする。

- ア 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（ア）から（エ）を満たすものとする。
 - (ア) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集材材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては、発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用する。
 - (イ) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレンおよびエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
 - (ウ) 接着剤に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含まない難揮発性のものとする。
 - (エ) 家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては、発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用する。

- イ 設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次による。
 - 規制対象外 * 機械設備工事単体でなければ削除する
 - (ア) JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
 - (イ) 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
 - (ウ) 下記表示のあるJAS規格品
 - a) 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
 - b) 接着剤等不使用
 - c) 非ホルムアルデヒド系接着剤及び、ホルムアルデヒドを放散しない材料使用
 - d) ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
 - e) 非ホルムアルデヒド系接着剤及び、ホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
 - f) 非ホルムアルデヒド系接着剤及び、ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

1.4.2 材料の品質等

- (1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次による。
 - ・
- (8) 再生材の品質は次による。
 - 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。
（土木材料仕様書については、東京都建設局ホームページを参照する。）
 - ア 再生クラッシュラン(RC-40、RC-30)
 - イ 再生粒度調整砕石(RM-40、RM-30)
 - ウ 再生砂(RC-10)
 - エ 再生加熱アスファルト混合物
 - オ 改良土
 - カ 粒状改良土
 - キ 流動化処理土
 - ク 再生骨材しを用いたコンクリート
 - ケ コンクリート用再生骨材H
 - コ 再生単粒度砕石(浸透トレンチ用)
 - ・

1.4.4 材料の検査等

- (1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。
- (6) コンクリートの圧縮強度試験は、「6.9.3コンクリートの圧縮試験」(2)オの構造体コンクリートの強度の判定(表6.9.3 供試体の養生方法、材齢及び試験回数)用)に作成された供試体を用いて行う、「6.9.5構造体コンクリート強度の判定」をいう。
標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに掲載されているので、参照する。

第5節 石綿含有建材の調査

1.5.1 事前調査

- (1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含まれていることが判明している建材等は、次による。
 - ・ 分析調査結果による。
 - ・ 図面による。
 - 次による。

材料の種類	使用箇所		使用規模 (㎡)	備考
	室名	部位等		
【石綿含有吹付け材】				
・吹付け石綿				
・石綿含有吹付けロックウール（乾式）				
・湿式石綿吹付け材 （石綿含有吹付けロックウール（湿式））				
・石綿含有吹付けパーミキュライト				
・石綿含有吹付けバーライト				
【石綿含有断熱材】				
・屋根用折版裏石綿断熱材				
・樫突用石綿断熱材				
【石綿含有保温材】				
・石綿保温材				
・けいそう土保温材				
・バーライト保温材				
・石綿含有けい酸カルシウム保温材				
・不定形保温材（水練り保温材）				
【石綿含有耐火被覆材】				
・耐火被覆板				
・けい酸カルシウム板第二種				

【その他石綿含有成形板】				
・石綿スレート				
・けい酸カルシウム板第一種				
・住宅屋根用化粧スレート				
・押出成形セメント板				
・窯業系サイディング				
・バルブセメント板				
・スラグせこう板				
・フロア材				
・ロックウール吸音天井板				
・石膏板（ボード）				
・石綿円筒				
・ビニル床タイル				
・ビニル床シート				
・その他石綿含有成形板				
・石綿含有ソフト巾木				
・石綿セメント管				
【その他】				
・石綿含有仕上塗材				
・防水材				
・ガスケット・パッキン				
・耐火二層管				
・シーリング材				
・				

- (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。
 - ① 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）
 - ② （一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの
ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。
- また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。
なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする

(3) 分析方法は、次による

- 「建材中の石綿含有率の分析方法について」平成18年8月21日付け基発第0821002号（厚生労働省）（令和3年12月22日付け基発1222第18号により一部改正）参照
- ・ JIS A 1481-1（定性分析）
- ・ JIS A 1481-2（定性分析）
- ・ JIS A 1481-3（定量分析）
- ・ JIS A 1481-4（定量分析）
- ・ JIS A 1481-5（定量分析）
- 「分析を行う者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散塵いれ防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）の「調査を適切に行うために必要な知識を有する者」に関する記載を参考とする。また、試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

○本工事であらかじめ分析調査を指定する箇所は次による。

材料の種類	使用箇所		備考
	室名	部位等	
・			
・			

第6節 施工調査

- 1.6.3 施工数量調査
施工数量調査の調査範囲及び調査方法は、次による。
・

第7節 施工

- 1.7.4 施工の検査等
見本施工の実施は、次による。
・ 実施する。

1.7.7 排出ガス対策型建設機械

- 次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械を用いるものとする。
 - ・ 一般工用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）
 - (1) バックホウ
 - (2) ホイールローダ
 - (3) ブルドーザ
 - (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
 - (5) 空気圧縮機（可搬式）
 - (6) 油圧ユニット（基礎工用用機械で独立したもの）
 - (7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
 - (8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）
（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.7.8 低騒音型・低振動型建設機械

- (1) 次の建設機械は、低騒音型を用いるものとする。
 - ア バックホウ
 - イ クラムシェル
 - ウ トラクターショベル
 - エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
 - オ 油圧式杭圧入引抜機
 - カ アースオーガー
 - キ オールケーシング掘削機

- ク アースドリル
- ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
- コ アスファルトフィニッシャー
- サ 空気圧縮機
- シ 発動発電機

- (2) 次の建設機械は、低振動型を用いるものとする。
 - ア バイプロハンマー

1.7.9 化学物質の濃度測定

- (1) 化学物質の濃度測定は、次による。
 - 測定は行わない。
 - ・ 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で、監督員に報告する。

なお、改修工事の場合は、工事の完了後に測定する部屋をその着手前にも測定し、測定値を監督員に報告する。

(2) ア ホルムアルデヒド

- (7) 測定方法は、次による。
 - なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮し、事前に監督員と協議する。
 - ・ パッシブ型採取機器によるDNPH誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法
 - ・ アクティブ型採取機器によるDNPH誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法

- (4) 測定する室及び箇所（回数）
 - 室名
 - 箇所数
 - 回数／時期

イトルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン

- (7) 測定方法
 - ・ パッシブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出－ガスクロマトグラフ／質量分析法
 - ・ アクティブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出－ガスクロマトグラフ／質量分析法

- (4) 測定する室及び箇所（回数）
 - ・ ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドのイによる。

ウ 空気試料の採取方法等

空気試料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空気中化学物質の採取方法及び測定方法」による。ただし、本工事に適用が困難な部分については、監督員と協議する。

エ 測定後の措置

測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置については、監督員と協議する。

- ※ 参考：対象物質の厚生労働省の指針値（平成31年1月時点）

ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)

 （両単位の換算は、25℃の場合による。）

第9節 しゅん功図等

1.9.1 完了時の提出図書

(1) 提出図書

- ア しゅん功図は、次による。
 - 作成する（「1.8.2 しゅん功図」による。）。
- イ しゅん功写真は、次による。
 - 作成しない。
 - ・ アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、部とする。
- また、撮影場所、撮影枚数等は、次による。
なお、しゅん功写真のすべての著作権（「著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条の権利を含む。）を発注者に譲渡すること。また、発注者の行為について著作権者人格権を行使しないこと。

撮影場所 撮影枚数 サイズ

外 観

内 観

ウ 保全に関する資料は、次による。

- 作成する（「1.8.3 保全に関する資料」による。）。

1.9.2 しゅん功図

しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原図としてもよい。

種類、記入内容及び提出部数は、次による。

- (1) 電子データ版 (CD-R等) 1 部
- (2) 見開製本 (A1) 部
- (A2) 部
- (A3) 部

1.9.3 保全に関する資料

- (1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。
 - 引渡書 2 部

1.9.4 電子納品

- (1) 本工事は、電子納品対象工事とする。
電子納品については、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）の最新版を参照する。
- (2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。
 - 「1.2.4 工事の記録等(5)」による写真帳
 - 「1.9.1 完了時の提出図書(1)イ」によるしゅん功写真
 - 「1.9.2 しゅん功図(3)」によるしゅん功図
 - 「1.9.3 保全に関する資料(1)」による保全に関する資料
「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」に基づき作成し、監督員に提出する。

- (3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。
 - ・ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。
CADデータの著作権者名：
 - ・ 貸与しない。

- (4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。
納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。
JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

工事件名	縮尺	図番
図面名称	NON	03
【参考】特記仕様書（3）		